

タイにおける秘密保持契約書の法的側面 について



(Nathapong Tongkaew)
(Partner/Attorney at Law)



(Napat Somchom)
(Associate/Attorney at Law)

Domnern Somgiat &
Boonma
Law Office Limited



(Faunglada Kunthum)
(Associate/Attorney at Law)



(Bussarakam Kanchana)
(Associate/Attorney at Law)

Domnern Somgiat & Boonma は、創立から 75 年を経ており長きにわたり信頼と実績があり、知的財産保護に特化した包括的な法律業務を提供する著名な法律事務所として評価されおり、スタートアップ企業からグローバル企業まで幅広くクライアントをサポートしている。また、タイの特許法改正や商標審査マニュアルの改訂などに貢献している。Tongkaew 弁護士は 2004 年から Domnern Somgiat & Boonma に所属し 2017 年から Partner として、Kunthum 弁護士、Somchom 弁護士、Kanchana 弁護士は Associate とし法律業務に従事している。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。本稿では、参考記事の英訳を参照し、タイの法律の観点から「秘密保持契約書（AI 編、新素材編）」を確認し、タイ企業と日本企業が契約する場合の留意点を解説する。

【詳細及び留意点】

秘密情報のうち、2002年営業秘密法（Trade Secrets Act B.E.2545. 2002）の「営業秘密」の定義に該当するものは、同法による保護の対象となり得る。営業秘密となるためには、(i) まだ公知でなく、関係者のみがアクセスできる、(ii) 商業的価値があること、(iii) 秘密を維持するための適切な措置によって保護されていることが求められる（営業秘密法第3条）。侵害された場合、当該情報の所有者は、同法に規定される一定の救済措置、例えば、仮処分、永久差止、損害賠償を受ける資格を有する（営業秘密法第8条）。しかしながら、争点となる情報が上記 (i) ~ (iii) の要件を満たしていることを実際に証明することは、複雑で負担が大きい場合がある。そこで、情報所有者は、十分な保護と効果的に対抗措置を執行するために、受領者との間で秘密保持契約を締結することが推奨される。さらにいえば、秘密保持契約自体が、同法における上記保護要件 (iii) を満たすための「秘密を保持するための適切な措置」として考えることもできる。

新素材とAIのモデル秘密保持契約書（以下、NDAという）を検討した結果、タイ営業秘密法に抵触する条項はないと判断した。しかし、NDAについて、以下の点について留意する必要がある¹。

1. 第1条(1)（秘密情報の定義）

秘密情報が定期的の開示される状況において、（例えば、日常的な報告、定例会議や契約当事者間、従業員、関連会社に対する連絡、話し合いなど）書面あるいは口頭または電子媒体などにより情報が開示される度に開示当事者がどの情報を「秘密情報」であるかを指定することは、開示当事者の負担が大きく合理的とはいえず、実際的ではない。このため開示当事者が広い範囲の保護を得るために、「秘密情報」という用語は、受領当事者に開示したすべての情報を限定せず広く定義することが望ましい（情報の形式、開示時期、開示の名称は問わない。）。

¹ 素材編とAI編で条番号が異なる場合は、素材編における条番号の後に、括弧書きでAI編の条番号を記載した。

2. 第2条（守秘義務）

受領当事者は、タイ民商法（Civil and Commercial Code B.E.2535(1992)）に精通しており最も高度で専門的な水準の見識と注意力と能力をもって秘密情報を保持しなければならないことを、この条項で要求することを推奨する。専門的な注意力は通常のリスク回避のための行為よりも高い水準である。専門家の高度な水準を条項に反映し、解釈の相違の議論を回避するために、契約書にはタイ民商法と同じ文言を使用することを勧める。例えば、タイ民商法第 659 条第 3 項では専門家の注意力と見識の水準について以下のような文言を使用している。

‘If the depository is a professional trading business or engaged in any professional occupation, the depository shall take such care and skill which must and should be usually exercised in such trading business or occupation.’

また、秘密情報の漏洩や誤用があった場合、開示当事者が速やかに適切な措置を取れるよう、受領当事者は開示当事者に直ちに通知することを、この条項で要求することを推奨する。

3. 第8条（損害賠償）

タイ民商法においては、特別な事情における契約違反の場合、違反者が違反時にそのような事情を認識していたことを証明できる場合に限り、違反者以外の当事者は損害賠償を請求することができる、と規定されている（タイ民商法 222 条）。また、NDA に違反する場合において、特別の事情において損害が発生する可能性がある。例えば、秘密情報が受領当事者によって漏えいした後、第三者がその秘密情報を使用して、開示当事者に損害が及ぶ可能性があるなどが挙げられ、この場合、第三者による使用は特別の事情とみなされる。そこで、このような特別な事情や損害賠償の可能性について、本条で言及し、受領当事者に周知徹底することをお勧めする。契約に規定することで、当該状況下で損害賠償を請求する際に役立つ。

違約金や賠償額の支払い予定を合意することは可能である。しかし、訴訟の場合、裁判官は、債権者のすべての正当な利益を考慮して、実際の損害よりも不当に高い場合は、規定された金額を減らすことができる権限を有している。

また、営業秘密法では、故意または悪意によって営業秘密が秘密でなくなった、または公知になった場合には、実際の損害額の2倍以下の懲罰的賠償を認めている（営業秘密法第13条(3)）。

4. 第9条（差止）

営業秘密法に基づき、仮差止命令を発行することができる（営業秘密法第8条および11条）。民事訴訟法によれば、継続的な違反によって回復不可能な損害が生じることが証明された場合、仮差止命令を請求することが可能である（民事訴訟法第253条および第254条）。

5. 第10条（契約期間）

秘密情報を保護するための適切な期間は、秘密情報の性質に基づくものとすべきである。例えば、販売情報のような一定期間後に有用性が失われる可能性がある一部の情報については、受領当事者は、合理的な期間（例えば2年）、秘密性を維持する必要があるだろう。しかしながら、一部の秘密情報、製造手順および技術などは、契約期間を限定しないものとする必要がある。

6. 第11条（準拠法）および第12条（裁判管轄）（AI編の第11条）

日本企業が日本の裁判所で訴訟を提起することはタイで訴訟を提起するよりも利便性が高いかもしれないが、日本の裁判所の判決は、タイで自動的に執行されない。したがって、タイの受領当事者に対してその決定を執行するためには、NDAに基づいた紛争をタイの裁判所が決定する方が良い選択肢となる可能性がある。さらに、タイの裁判所の管轄を除外することに当事者が合意できるかどうかについては、議論の余地がある。タイの裁判所の管轄は公の秩序と考えられるため、当事者間で合意することができない可能性がある。

異なる国籍の当事者に関する国際協定の場合、タイの法律は公序良俗に反しない範囲で、当事者が協定に外国法を適用することに同意することを認めている（抵触法 第5条）。タイの裁判所での訴訟の場合、外国法を主張する当事者は、

タイの裁判所が満足するようにその法律を証明する責任を負うものとする。証明できない場合、裁判所はタイの法律を適用する。その結果、タイの裁判所での訴訟に外国法を適用することは事実上困難になる。

上記を考慮すると、開示当事者がタイの受領当事者に対して執行を容易にするためには、NDA をタイの法律およびタイの裁判所の管轄下に置くことがより良い選択肢といえる。

7. 第 12 条（裁判外紛争解決）（AI 編は対応条項なし）

当事者は、紛争を友好的に解決するための前段階として、調停手続を利用することを合意することができる。ただし、調停手続への参加は当事者の意思にのみ左右されるため、調停手続には期限を設け、当該期間（例えば 3 か月）内に調停によって事件を解決できない場合、当事者は不当な遅延なく他の選択肢（例えば訴訟や仲裁）に頼る権利を有するものとすべきである。当事者は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）など、仲裁のための中立国を選択することができる。

AI に関する NDA の第 5 条（個人情報の提供）については、タイにいない当事者（例：当事者 A）であっても、タイの個人データ保護法の適用を受ける可能性があることに留意する必要がある。個人情報保護法（Personal Data Protection Act）は、タイ国外のデータ管理者またはデータ処理者が、タイ国内のデータ対象者に商品やサービスを提供したりデータ対象者の行動を監視したりする場合における、タイ国内のデータ対象者の個人情報の処理にも適用される（個人情報保護法第 5 条）。

8. 第 13 条（協議解決）

裁判手続における秘密情報の開示を避けるため、当事者が中立的な調停委員との協議または調停により紛争を解決することを合意することができる。協議・調停手続への参加は、当事者の意思にのみ従うことになるため、協議手続には、期間制限を設けることが望ましい。例えば、30 日以内に協議により事件を解決でき

ない場合、当事者は不当な遅延なく他の選択肢、例えば訴訟や仲裁、による解決を選択する権利を有する。

追加されるべき条項

● 知的財産権の所有権

この条項は、すべての秘密情報に関するすべての権利は開示当事者の財産であり、契約書に明示されていない限り、秘密情報に関するいかなる権利またはライセンスも相手方当事者に付与されないことを明確にするものである。また、秘密情報は、開示当事者によるいかなる表明や保証もなく、現状のまま開示されることを明確にする必要がある。

この追加条項の例は次のとおりである。

開示者は、その秘密情報に対するすべての権利を留保し、本契約において秘密情報に関するいかなる権利または義務を認める、または認めることを示唆するものではない。特に、本契約において、現在または将来において所有、生成、取得、またはライセンス可能な特許、発明、調査、著作権、またはその他の産業財産権に基づき、直接的または間接的に受領当事者にライセンスを付与するものではない。受領当事者は、本契約に基づく秘密情報がいかなる種類の保証もなく提供されることを受諾し、認識し、同意する。

・ 言語

裁判所によるタイ民商法典第 14 条の適用を回避するために、両当事者の同意により、言語間に不一致がある場合に、英文契約書を正本 (governing version) とすることに同意する旨の条項を規定することができる。

R&D スタートアップ企業

研究開発スタートアップ企業がタイ企業で、事業会社が日本企業の場合、またはその逆の場合でも、契約書を変更する必要はない。このような契約は、新製品

の研究開発を共同で行うことを目的とした新素材・AI のモデル NDA と目的は変わらないからである。

【ソース】

- ・ Trade Secrets Act B.E. 2545 (2002) (営業秘密法)

https://www.ipthailand.go.th/images/781/_____2_1.pdf

- ・ “What is a GDPR data processing agreement ?” from GDPR.EU

<https://gdpr.eu/what-is-data-processing-agreement/>

- ・ THAILAND PERSONAL DATA PROTECTION ACT” from International Trade Administration

<https://www.trade.gov/market-intelligence/thailand-personal-data-protection-act>

- ・ Thailand - Data Protection Overview” from OneTrust DataGuidance

<https://www.dataguidance.com/notes/thailand-data-protection-overview>

- ・ Civil and Commercial Code B.E.2535(1992) (タイ民商法)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/284f027b0f165b2c689108a3c37ef659.pdf>

- ・ Civil Procedure Code B.E.2477(1934) (民事訴訟法)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/486b089864af8d307e61cd3442cc72da.pdf>

- ・ Personal Data Protection Act (個人情報保護法)

<https://thainetizen.org/wp-content/uploads/2019/11/thailand-personal-data-protection-act-2019-en.pdf>

- ・ Conflict of Laws Act (抵触法)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/67e57b65587201af03b805bdc4b9b685.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)